

2024年11月21日

インドにおける Significant Beneficial Owners(SBO)申告規制 と近時の違反処罰事例

弁護士 琴浦 諒 / 弁護士 大河内 亮

Contents

- I. インドにおける Significant Beneficial Owners(SBO)申告規制と近時の違反処罰事例
- II. Significant Beneficial Owners(SBO)申告規制の概要
- III. 日本企業の対応方針

I. インドにおける Significant Beneficial Owners(SBO)申告規制と近時の違反処罰事例

1. インドにおける Significant Beneficial Owners(SBO)申告規制

インドは、マネーロンダリング対策における国際協調を推進するために設立された国際政府間機関である「マネーロンダリングに関する金融活動作業部会(Financial Action Task Force on Money Laundering)」（通称 FATF)の参加国の1つです。

FATF の参加国への各種勧告のうちの1つである「法人の beneficial owners(実質的所有者)の情報把握を担保する措置を講じるべき」との勧告を踏まえ、インドの会社法である Companies Act, 2013(以下「**インド会社法**」といいます)の 90 条は、インドにおいて設立、登記された会社の beneficial owners(実質的所有者)の会社による申告義務を定めています。

さらに、インド政府は、インド会社法の施行規則の1つとして、Companies(Significant Beneficial Owners)

Rules, 2018(以下「2018年規則」といいます)を制定し、同規則に基づいて、インドで設立、登記された会社の significant beneficial owners(重要な実質的所有者)(以下「SBO」といいます)を、当該会社を管轄する地域の会社登記局(Registrar of Companies)(以下「RoC」といいます)に申告する義務を、会社及び株主の双方に課しています。

2. Significant Beneficial Owners(SBO)申告規制の近時の違反処罰事例

2018年規則の制定からしばらくの間は、同規則に基づくSBOの申告規制はそれほど厳格には運用されていませんでしたが、2024年以降、様々な地域のRoCが、インドに子会社や孫会社等を有する外国企業に対し、「2018年規則に基づくSBOの申告義務を懈怠した」として、インドの会社やその取締役ら、また外国の会社や個人に罰金を科す事例が少なからず見受けられるようになってきました。

たとえば、2024年5月には、米国のLinkedInのインド法人であるLinkedIn Technology Information Private Limited及び同社の取締役ら個人、並びに米国法人であるLinkedIn Corporation(インド法人とは直接の資本関係なし)のCEO個人及びさらにその親会社であるMicrosoft CorporationのCEO個人に対し、当該インド法人を管轄するRoCが、2018年規則に基づくSBO申告規制への違反を理由に罰金を科しています。また、同じく同年6月には、韓国のSamsungのインド法人である、Samsung Display Noida Private Limited及びSamsung SDI India Private Limited並びに両社の取締役ら個人に、同各インド法人を管轄するRoCが、2018年規則に基づくSBO申告規制への違反を理由に罰金を科しています。

特に、LinkedInのケースでは、インド国内の会社であるLinkedIn Technology Information Private Limited及び同社の取締役らにとどまらず、同社と直接の資本関係がない米国法人であるLinkedIn CorporationのCEO個人及びさらにその親会社であるMicrosoft CorporationのCEO個人にも罰金を科しているなど、RoCがかなり強硬な姿勢を示している点が目立ちます。インドの国内法に基づいて外国の個人に対する罰金を科すことの実効性はさておいても、これらの各地域のRoCの対応は、インド政府が2018年規則に基づくSBO申告規制を厳格に運用しようとしている姿勢の1つの現れと言えそうです。

なお、罰金額は、法人の場合、最大50万ルピー(上記各事例では、各会社によって20万ルピーから50万ルピーの範囲で罰金が科されています)、個人の場合、最大20万ルピー(上記各事例では、各個人によって5万から20万ルピーの範囲で罰金が科されました)と、いずれも日本円で100万円を超えない程度の金額であり(2024年11月15日現在の為替レートである1ルピー=1.87円で計算)、それほど高額ではありません。しかしながら、コンプライアンス、レピュテーションの観点からは、罰金を課されることが好ましくないとは言うまでもありません。

上記近時のRoCのSBO申告規制違反の処罰事例を踏まえ、インドに子会社や合併会社を保有している日本企業においても、今後、2018年規則に基づくSBO申告規制違反を問われる可能性があるため、以下、本ニュースレターにおいて、同規制の概要と、実務的な観点からの日系企業の対応方針について解説したいと思います。

II. Significant Beneficial Owners(SBO)申告規制の概要

1. Significant Beneficial Owners(SBO)の定義

インド会社法上及び2018年規則上、SBOは、インドの会社の株式の一定割合以上を保有する個人、またはインドの会社に対して重要な影響または支配を保有または行使する個人をいう、とされています。法令の定義上、SBOは「個人(individual)」であるため、法人がSBOになることはありません。

インド会社法 90 条は、SBO について「25%以上の株式を有する個人」等の定義を規定していますが、2018 年規則は、インド会社法 90 条上の SBO の定義を拡大する形で SBO を定義しており、したがって本ニュースレターの日付現在、SBO の定義は 2018 年規則を参照する必要があります。

具体的には、2018 年規則上、SBO は、以下のいずれかに該当する個人と定義されています(同規則 2 条 1 項(h))。

- (i) 間接的に、またはその他の直接保有分と併せて、10%以上の株式を保有する者
- (ii) 間接的に、またはその他の直接保有分と併せて、株式の議決権の 10%以上を保有する者
- (iii) 間接保有分のみで、またはその他直接保有分と併せて、一会計年度中のトータルの分配可能な配当その他の分配の 10%以上を受領または参加する権利を有する者
- (iv) 直接保有以外のいかなる方法であっても、重要な影響(significant influence)または支配権(control)を行使できる権利を持ち、または実際に行使している者

上記定義から明らかなどおり、SBO は、基本的に間接保有者である個人となります。

これは、インドの規制当局から見た場合、インドの会社の株式、議決権または配当権を直接保有する個人は「株主」や「プロモーター(promoter)」として捕捉できることが理由であると考えられます。インド法上の SBO 申告規制のそもそもの趣旨が、マネーロンダリング対策の一環として、「会社を直接的に保有、支配しておらず、したがって直接的には捕捉できない個人を捕捉しようとする制度」であることに鑑みれば、2018 年規則上、SBO の定義が上記のようにになっているのも自然と言えるのではないかと思います。

また、上記(i)から(iii)までは、いずれも直接または間接に保有する株式、議決権、配当受領権等のパーセンテージを基準とするものであり、基準として客観的かつ明確であると言えます(なお、直接保有と間接保有の定義については、下記 II 2 をご参照ください)。

一方、(iv)の「重要な影響」や「支配権」については、2018 年 2 条 1 項(b)において定義されてはいるものの、前者の定義である、「会社の財務および運営の方針の決定に直接または間接に参加する権限(支配権または共同支配権までには至らない権限)」については、その内容が必ずしも明確であるとは言えません。また、後者の定義である、「株式保有または株主間契約等の契約に基づいて、会社の取締役の過半数を選任し、または運営もしくは方針決定を支配する権利」については、「取締役の過半数を選任する権利」については客観的に明確と言えそうですが、「運営もしくは方針決定を支配する権利」については、その内容が必ずしも明確であるとは言えません。

上記 I 2 で述べた LinkedIn の事案では、米国の親会社である LinkedIn Corporation の CEO 個人、及びさらにその親会社である Microsoft Corporation の CEO 個人が、上記(iv)の基準の観点から、インドの SBO 申告規制上の SBO に該当するかどうか、LinkedIn のインド法人と、当該インド法人を管轄する地域の RoC の間で争われていますが、その争いの原因の 1 つが、上記(iv)の基準の不明確さにあると考えられます。

この事案では、RoC は、(iv)への該当性を具体的に判断する基準として、「holding subsidiary relationship」等の 3 つの基準を提示し、それに事実関係をあてはめて、各 CEO の SBO 該当性を認定していますが、当該あてはめは強引に見受けられる面もあり、また、この際に RoC が提示した 3 つの基準は他の事案では用いられず(また他の地域の RoC にも用いられず)、さらには、そもそもこれらの 3 つの基準自体、論理的に見て合理的なものと言えるかにも疑問が呈されています。

そのため、現状では、各地域の RoC による(iv)の基準による SBO 該当性の判断は、先例としての一般性を欠くものと評価せざるを得ないように思われます。

2. 直接保有及び間接保有の意義

(1) 直接保有

SBO 申告規制上、インドの会社に対する、(SBO となりうる)個人による直接保有は、以下のように定義されています。

- ① 当該個人の名義で権利または資格を表章する株式が保有されていること
- ② 当該個人がインド会社法上の株式の実質的所有者(beneficial owner)¹ に該当し、かつそのことを会社に申告していること

(2) 間接保有

SBO 申告規制上、ある個人が下記のいずれかに該当する場合、当該個人はインドの会社の株式を間接保有するものと定義されています。

- ① インドの会社の株主が法人(インド国内外の法人を含むが、有限責任組合を除く)である場合
 - ・当該株主の株式、議決権または配当受領権の過半数を保有する個人、または
 - ・当該株主の最終的な親法人の株式、議決権または配当受領権の過半数を保有する個人
- ② インドの会社の株主がインド法に基づいて登録された組合である場合
 - ・組合員である個人、
 - ・組合員である法人の株式、議決権または配当受領権の過半数を保有する個人、または
 - ・組合員である法人の最終的な親法人の株式、議決権または配当受領権の過半数を有する個人
- ③ インドの会社の株主が信託である場合
 - ・裁量信託または公益信託の場合、受託者である個人、
 - ・特定信託の場合、受益者である個人、または
 - ・撤回可能信託の場合、委託者である個人
- ④ インドの会社の株主が、FATF の加盟国に所在するプールされた資金の投資ビークルまたはプールされた資金の投資ビークルに支配される事業体である場合であって、当該加盟国の証券市場の監督当局が証券監督者国際機構(International Organization of Securities Commissions)に加盟している場合
 - ・プールされた資金の投資ビークルのジェネラル・パートナーである個人、
 - ・プールされた資金の投資ビークルの投資マネージャーである個人、または
 - ・プールされた資金の投資ビークルの投資マネージャーが法人または組合である場合、CEO である個人

¹ インド会社法上、private company には最低 2 人の、public company には最低 7 名の株主が必要とされていますが、たとえば 100%子会社の場合に、この株主人数要件を満たすために、親会社に加えて、形式的に第三者に株主になってもらうことがあります。この際に、当該第三者の株主としての権利を実質的に親会社に帰属させるために利用されるのが、インド会社法上の実質的所有制度です。

- ⑤ インドの会社の株主が FATF の加盟国以外の法域に所在するプールされた資金の投資ビークルまたはプールされた資金の投資ビークルが支配する事業体である場合、上記①、②または③に該当する個人

3. SBO 申告規制の概要

(1) SBO の義務

インドの会社の SBO に該当する個人は、当該会社に対し、SBO に該当した日から 30 日以内に、Form No. BEN-1 と呼ばれる申告フォームにより、同フォームにおいて要求されている情報について申告を行わなければならない。また SBO に該当する理由に変更があった場合(その結果、SBO に該当しなくなった場合を含みます)にも、当該変更から 30 日以内に同フォームにより申告しなければならないとされています。なお、近年、法改正によって、Form No. BEN-1 に記載しなければならない情報が拡大されています。

また、インドの会社の SBO に該当する個人は、会社側から SBO としての情報提供の要請を受けた場合、30 日以内にこれに応じなければならないとされています。

(2) インドの会社の義務

インドの会社は SBO から申告を受けた場合、当該申告の受領から 30 日以内に、RoC に対し、Form No. BEN-2 と呼ばれる報告フォームにより、同フォームにおいて要求されている情報について申告を行う必要があります。こちらも、近時の法改正によって、Form No. BEN-2 上要求されている情報は拡大されています。

また、SBO の申告を受けたインドの会社は、Form No. BEN-3 と呼ばれるフォームにより、SBO の氏名、住所、具体的な間接保有の態様等が記載された SBO の登録名簿を作成し、会社に備置する必要があります。株主は、この SBO の登録名簿を閲覧することができるかとされています。

さらに、インドの会社は、その SBO に該当する個人を特定するための積極的な行動をとらなければならないとされています。具体的には、インドの会社は、以下の者に対し、Form No. BEN-4 と呼ばれる通知フォームにより情報提供を要求する必要があるとされており、またこの通知を受けた者は、通知の受領日から 30 日以内に同フォームにおいて要求されている情報を提供する必要があるとされています。

- ① 当該会社の株主であるか否かを問わず、当該会社が以下のいずれかに該当すると知り、または該当すると考える合理的な理由がある者(既に SBO として申告済みの者を除く)
- (ア) 当該会社の SBO
 - (イ) SBO の身元を知っている者、または SBO の身元を知っている可能性のある他の者を知っている者
 - (ウ) 通知の発送日から起算して 3 年以内のいずれかの時点において、当該会社の SBO であった者
- ② 個人以外の株主であって、株式、議決権または配当受領権の 10%以上を保有する株主

上記①(イ)、及び②については、法人も含まれることに注意が必要です。最終的な目的は SBO たる個人を特定することであるものの、その調査の一環として、インドの会社側から法人株主に対しても情報提供を要求することが必要とされています。

もし、インドの会社が Form No. BEN-4 により SBO の情報提供を要求したにもかかわらず、通知を受けた者が 30 日以内に情報提供を行わなかった場合(あるいは提供された情報が不十分な場合)、会社は、情報提供期限の日から 15 日以内に、SBO によって間接的に保有されている懸念のある株式について、権利の譲渡、配当の停止、議決権の停止、その他の株式の権利の制限のため、インドの会社法審判所(National Company Law Tribunal)(以下「NCLT」といいます)に対して申立てを行わなければならないとされています。

NCLT は、この申立てを受けた場合、関連する当事者に反論の機会を与えた上で、原則として申立ての日から 60 日以内に株式の権利の制限を行うかどうかを判断し、命令を出すこととされています。NCLT から株式の権利を制限する旨の命令が出た場合、会社または利害関係を有する当事者、命令の日から 1 年以内に不服申立てを行うことが可能ですが、不服申立てが認められなかった場合、または期限内に不服申立てが行われなかった場合、命令の対象となった株式は、投資家の教育及び保護のためのファンド(インド政府が設立する公的ファンド)に強制的に譲渡される可能性があります。

本ニュースレター現在、実際にインドの会社がNCLTに申立てを行い、その結果として上記のような権利制限に至った事例はほとんどないようですが、近時の RoC による取締状況を踏まえすと、今後はそのような事例も出てくるかもしれません。

4. SBO 申告規制に違反した場合の罰則

(1) SBO による義務違反に適用される罰則

インドの会社の SBO に該当する個人が、上記 2(1)の申告義務を怠った場合、5 万ルピーの罰金が科せられ、さらに申告義務違反が継続している期間、1 日あたり 1000 ルピーの罰金が上乗せして科せられます。ただし、罰金の上限額は 20 万ルピーとされています。

なお、SBO に該当する個人は、必ずしもインド国内の者であるとは限らず、インド国外の者も少なくありません。インドの国内法により、インド国外の SBO に該当する個人に義務を課すこと、及び当該義務違反に対して罰金を科すことにどれだけの実効性があるか、という問題はあるものの、少なくとも現状、RoC は、インド国外の SBO であっても義務を科し、また義務違反に基づく罰金を科す方針であるようです。

(2) インドの会社による義務違反に適用される罰則

インドの会社が、上記各種義務に違反した場合、当該会社に対し、10 万ルピーの罰金が科され、さらに申告義務違反が継続している期間、1 日あたり 5000 ルピーの罰金が上乗せされます。ただし、罰金の上限額は 50 万ルピーとされています。

さらに、当該会社の取締役または CEO、CFO 等の役員に対しても、個人として 2 万 5000 ルピーの罰金が科され、さらに申告義務違反が継続している期間、1 日あたり 200 ルピーの罰金が上乗せされます。ただし、罰金の上限額は 10 万ルピーとされています。

III. 日本企業の対応方針

1. 客観的基準に該当する個人がいる場合

II 1 で述べたとおり、SBO の要件には、以下の4つがありますが、このうち(i)から(iii)までは、いずれも間接また

は直接に保有する株式、議決権、配当受領権等のパーセンテージを基準とするものであり、基準として客観的かつ明確であると言えます

- (i) 間接的に、またはその他の直接保有分と併せて、10%以上の株式を保有する者
- (ii) 間接的に、またはその他の直接保有分と併せて、株式の議決権の10%以上を保有する者
- (iii) 間接保有分のみで、またはその他直接保有分と併せて、一会計年度中のトータルの分配可能な配当その他の分配の10%以上を受領または参加する権利を有する者
- (iv) 直接保有以外のいかなる方法であっても、重要な影響(significant influence)または支配権(control)を行使できる権利を持ち、または実際に行使している者

そのため、インドに子会社や合併会社等を有する日本企業において、上記(i)から(iii)までのいずれかに該当する個人がいる場合には、上記Ⅱ3の内容に従って、SBO申告を行うべきです。客観的基準は数値的に明確であり、したがってこの基準に基づいてSBOに該当する個人を特定することは容易であるためです。

なお、上記Ⅱ2で説明したとおり、SBO申告規制における間接保有は、インドの会社の株主が法人の場合、当該法人の株式の過半数を保有する個人についてしか発生しないため、たとえば日本企業が上場会社であるなど、そもそも当該日本企業の過半数の株式を保有する個人株主が存在しない場合、上記(i)から(iii)までの基準の観点からは、当該日本企業のインド子会社(あるいは合併会社)にはSBOが存在しないことになると考えられます(ただし、後述のとおり、上記(iv)の基準の観点からSBOが存在するとみなされる可能性は残ります)。

2. 客観的基準に該当する個人がいない場合

一方、インドに子会社や合併会社等を有する日本企業において、上記(i)から(iii)までのいずれかに該当する個人がいない場合、(iv)の基準への該当性を検討することになりますが、Ⅱ1で述べたとおり、(iv)については、現状、基準の内容自体が客観的に明確とはいえないため、その該当性を判断することは容易ではありません。

たとえば、親会社である日本企業の代表取締役社長が、(iv)の基準に該当するかどうかは、個別事情によるところが大きく、一概に該当するとも該当しないとも判断ができないと思われます。また、上述のとおり、現状、各地域のRoCによる(iv)の基準によるSBO該当性の判断は、先例としての一般性を欠くものと評価せざるを得ず、過去事例を参考に判断することも容易ではありません。

このような状況の中、(違反の場合の罰金額が、法人の場合、最大50万ルピー、個人の場合、最大20万ルピーと、それほど高額ではなく、少なくとも金額面から見た場合、リスクは限定的といえることも踏まえ)現状、日本企業においては、実務的な対応として以下のように対応している例が多いように思われます。

- ① (上に述べたとおり)上記(i)から(iii)までのいずれかに該当する個人がいる場合には、SBOの届出を行う
- ② 上記(i)から(iii)までのいずれかに該当する個人がいない場合、SBOの届出は行わない。ただし、インドの子会社または合併会社が、RoCからSBO申告規制への違反を主張された場合、改めて上記(iv)の観点から、RoCが主張するSBO該当可能性のある個人について、SBOへの該当性を判断する

しかしながら、このような対応を採った場合、RoCからSBO申告規制違反を主張され、罰金を科されてしまうリスクは否定できないため、日本企業における(iv)の基準によるSBO該当性については、今後の先例の集積などを踏まえて随時検討していく必要があると思われます。

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますようお願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 琴浦 諒(ryo.kotoura@amt-law.com)
弁護士 大河内 亮(ryo.okochi@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com